

審　查　基　準

令和4年5月13日作成

法　令　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第13条第2項
処分の概要：教習指導員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：三重県公安委員会
法令の定め：
審　查　基　準： (判断基準が「法令の定め」に尽くされている处分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標準処理期間：7日
申　請　先：交通部運転免許センター
問い合わせ先：交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係 【電話059（229）1212】
備　考：